

研修修了者登録制度について

1. 研修修了者名簿への登録について

本登録は、「林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令」に基づき、一定の能力を身につけた林業労働者を農林水産省が備える研修修了者名簿に登録することにより、林業労働者の社会的評価の向上を図ることを目的としています。

本制度は、林業労働者自らの目標になるとともに、事業主にとっては林業労働者の能力評価にも資することから、事業主が待遇の改善等と一体的に取り組めるよう、着実な運用に努めるとされています。

登録にあたっては、林野庁長官が定める一定の基準を満たす研修を修了すること等により資格を得られ、農林水産省に申請を行うことで、登録者には、農林水産大臣名の登録証が交付されます。登録の区分は「統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）」、「現場管理責任者（フォレストリーダー）」、「林業作業士（フォレストワーカー）」という3区分となっています。

農林水産省は、「緑の雇用」事業等を通じて、これらの現場技能者の育成に取り組んでいます。

2. 研修修了者名簿の登録者数について

令和6年2月現在

登録の区分	登録者数
統括現場管理責任者（フォレストマネージャー）	814人
現場管理責任者（フォレストリーダー）	4,268人
林業作業士（フォレストワーカー）	8,366人
全体の登録者数	10,367人

※複数の区分に登録された者がいるため、全体の登録者数は3区分の合計とは一致しません。

3. 研修修了者名簿の閲覧について

研修修了者名簿は農林水産省のほか、各都道府県及び各都道府県の林業労働力確保支援センターに備え、事業主その他の関係者が閲覧可能ですので、詳細については各都道府県林業労働力確保支援センター等にお問い合わせ下さい。

※各都道府県林業労働力確保支援センター

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/routai/roukaku/ichiran.html>